



令和8年3月23日

三芳町議会議長 細谷光弘 様

提出者 三芳町議会議員 本名 洋

賛成者 同上 増田磨美

賛成者 同上 光下重之

旧姓の通称使用の法制化ではなく選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

三芳町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙の通り提出します。

(提案理由)

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択する夫婦も少なくなく、また、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じることなど不利益、不都合を被る例があることから、適切な法的選択肢を用意する必要があります。

1996年の法制審議会の答申から30年近く経過した昨年、立法の場において28年ぶりに議論が始まったものの、今年に入り政府は選択的夫婦別姓ではなく通称使用の法制化という方針を示しました。これでは問題解決にならないことから、旧姓の通称使用の法制化ではなく選択的夫婦別姓制度の導入を求めるものです。

## 旧姓の通称使用の法制化ではなく選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書 (案)

政府は、現在の夫婦同姓を維持しつつ、結婚で姓を変えた人の旧姓の通称使用を法制化する方針を固めました。2026年通常国会に関連法案を提出する方向です。しかし、旧姓の通称使用を法制化しても問題の根本的解決にはならず、選択的夫婦別姓を求めてきた人々の声に背を向けるものだと言わざるを得ません。

選択的夫婦別姓の議論は、法務省において1991年から法制審議会民法部会（身分法小委員会）において、婚姻制度等の見直し審議が行なわれ、1996年に、法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申し、同要綱において選択的夫婦別氏制度の導入が提言されました。

その後、女性の社会進出や家族の多様性、ジェンダー平等の観点から選択的夫婦別姓を求める世論は徐々に広がり、経済界や労働団体からも制度導入を求める声が上がってきました。

司法の場においては、最高裁判所が2015年12月に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じさせる可能性を認め「国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」と、立法措置を国会に委ね、更に2021年にも同様の判断を示しました。

当議会においても2020年12月議会において「選択的夫婦別姓制度の導入へ向けた議論を進めることを求める意見書」が採択されています。国会においても2025年によりやく選択的別姓導入法案（民法改正案）が審議入りするなど（衆議院解散で廃案）、制度導入へ大きな期待が広がりました。

ところが政府は選択的夫婦別姓ではなく旧姓の通称使用の法制化を方針決定しました。旧姓の通称使用の法制化では事務の煩雑化や新たな犯罪リスク、法的不安定性など様々なことが懸念されます。そもそも夫婦同姓を強要することは憲法に抵触する人権問題であり、通称ではいかに制度的に規定しても、正式な氏名に代わるものではありません。世界でも夫婦同姓を制度としているのは日本だけであり、国連女性差別撤廃委員会や国際人権規約委員会からも再三選択的夫婦別姓制度導入を勧告されています。

多様性を認め合う社会、ジェンダー平等、基本的人権の尊重の観点から、国会、政府においては、旧姓の通称使用拡大、法制化ではなく選択的夫婦別姓制度の法制化を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月 日

埼玉県入間郡三芳町議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣